1)	3	平万	戊22	2年 2	2月	1 🗏] /	月曜	日			宮	IJ	成	肾		公		報							튁	外	第 3	号	
白石地区	仙台地区	黒川地区	11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	鳥頼川下流	鳴瀬川上流	江合川上流	迫川地区	石巻地区	北上川下流	水源かん養保安林 本吉地区	保安林の種類保安林の種類に一の単位とされる		平成二十二年二月一日	二百四十ナミ)第三十四条第一項の記声をすべき皆付面称の記名阿毘を次のとおじ么君する二百四十ナミ)第三十四条第一項の記声をすべき皆付面称の記名阿毘を次のとおじん君する	1.1931 - 1945 - 1951 - 1952 - 1953 -	そこのける保存本及が保存を受してついない。 ネネジがぞく (昭和二十7年正今第二百七十六	《林·朱西宁》、3000000000000000000000000000000000000		告示	() 化多木及乙化多方言士 医比伯克曼化亚希 () 死不言笔序及	〇呆安本交が呆安他安也×1こ系る省戈旬責の戈室	=	E XX					ヨガラバン	•	
一、五三一・六二	一、三七五・〇八	- - - - - - - - - - -		〇・八四	一、三三二・四八	七川川・七〇	一、〇五七・五三	三一四・四一	三九四・五〇	四三三〇一	皆伐面積の限度(ヘクタール)	室城県紅事 村 井 嘉 浩	<u>-</u>	2 官化面利の言室阿風を次のとおり公司であ	こ1919 - 1947、第三二日を第一員)下丁に「ミモデな団債)下系見をにて)により入長による角度における伊安本及で伊安が記地区の皆代にする立才の代技にこれて「柔木法(明禾二十プ年法律第二	このける民で本文が民で返り也でついないことでは、このとは、「日本は、日本の一、「「日本は自然本法が行ぐ」(明末二十六年正今第二百十十六年))第四条の二第三項の規定により、「平方二十二年				- 言字序月 (%		宮本	発 務県三	斯私 仙丁E 0220	成学市8(21)	行 書葉 1)22	号 267
			魚つき保安林																	干害防備保安林										土砂流出防備保安林
写林 島計	良公司方	気仙沼市	石巻市	南三陸町	女川町	加美町	大郷町	大和町	丸森町	柴田町	七ケ宿町	大崎市	東松島市	栗原市	登米市	角田市	白石市	気仙沼市	石巻市	仙台市	白石地区	仙台地区	黒川地区	鳴瀬川下流	鳴瀬川上流	江合川上流	迫川地区	石巻地区	北上川下流	本吉地区
															○・ 四			四・	二七・九八	五:八	二一五・五四	五八・六二	三九・九八	1111.00	二五四・三〇	一五六・〇六	七八・九九	二〇・五四		二五・七二